

筑西市公共施設照明ＬＥＤ化事業

プロポーザル実施要領

令和8年1月

筑 西 市

<目 次>

1	趣旨・目的	1
2	業務概要	1
3	参加に必要な資格等	2
4	応募に関する留意事項	3
5	全体スケジュール	4
6	実施要領等の公表及び取得方法	5
7	質問書の受付及び質問に対する回答	5
8	参加表明書の提出	5
9	企画提案書の提出	6
10	審査方法及び審査基準	8
11	情報公開	10
12	詳細協議・契約	10
13	その他留意事項	11
14	事務局	11
	「リスク分担表」	12

筑西市公共施設照明LED化事業プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

筑西市（以下「本市」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による財政負担の軽減を図るため、所有する公共施設の照明についてLED化を推進している。

令和5年4月より、防犯灯や道路灯の屋外照明等を対象とした「筑西市屋外照明等LED化事業」を実施し、約1,900器の照明についてLED化を図ったところである。

残る公共施設内の照明についても早期にLED化を推進するため、民間企業のノウハウ、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、調査、計画、施工、維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

応募された提案については、環境配慮、財政効果、取組体制等を総合的に審査し、最も優れた提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）を選定し、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は、リース契約を締結のうえ事業を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

筑西市公共施設照明LED化事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象施設

筑西市内公共施設 104施設（「別紙 対象施設一覧表」のとおり）

※優先交渉権者決定後の調整により、対象施設数が変更となる場合がある。

(3) 照明器具の種別及び数量

参加資格を有していると認められた者に対し、「別紙 既存照明設備等内訳表」を別途電子メールで送付する。

※優先交渉権者決定後の現地調査の結果等により、既存照明設備等内訳表の内容が変更となる場合がある。

(4) 契約方式

① 付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

② リース契約年数 10年

※本事業でリースした照明器具は、リース期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

(5) 業務スケジュール

現段階における業務のスケジュールは以下のとおり。ただし、優先交渉権者との協議により変更することがある。

① 設置施工期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

※複数の工区を設定し、詳細は協議により工区ごとに定めるものとする。

② リース期間 工区ごとに施工終了の翌月から10年間（120月）

(6) 提案限度額

リース料金の総額 750,000,000円 （消費税及び地方消費税を含む）

※契約金額の限度額を示すものであり契約金額ではない。また、本プロポーザル実施後に市場価格の大幅な変動、消費税及び地方消費税を含めた税制度の変更等があった場合には、その都度、本市との協議により対応を決定する。

(7) 業務内容

本事業の契約期間内においては、本事業の目的を達成するために設置するLED照明を、善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

- ① LED照明の設置に係る計画、施工、施工監理
- ② 既設照明のLED照明への更新、リサイクル廃棄処分
- ③ LED照明の維持管理、保証（リース契約期間中の無償修繕等）
- ④ リース契約期間終了後のLED照明の本市への無償による所有権帰属
- ⑤ その他、本事業実施に伴い必要となる事項

その他詳細については「別紙 筑西市公共施設LED化事業 業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 参加に必要な資格等

(1) 応募者の参加形態

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループとする。
- ② グループで応募する場合は、全構成員を明らかにするとともに、契約者となる代表者（事業役割）を1者選定すること。なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。
 - ア 事業役割：事業全体の対応窓口となり、リース契約締結等の諸手続を行うほか、事業遂行の全ての責を負う。
 - イ 施工役割：施工に関する全ての業務を実施する。
 - ウ 調査役割：調査に関する全ての業務を実施する。
 - エ 灯具供給：機器の供給に関する業務を実施する。
 - オ 維持管理：維持管理に関する業務を実施する。
- ② 各役割（事業役割を除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- ③ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- ④ 参加表明時は、応募者の構成員を全て明らかにし、各自の役割分担を明確にする。

(3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 応募者（グループの場合は事業役割）は、実施要領等公表の日において、筑西市建設工事等入札参加資格審査要項（平成17年市告示第6号）第5条第1項の規定に基づき調整した令和7年度名簿（公表日現在）の役務に係る業種登録があること。
- ② 応募者（グループの場合は事業役割）は、実施要領等公表の日から過去5年以内に、自治体等（国又は地方公共団体）において公共施設内の屋内照明に関するLED照明リース事業（ESCO事業含む。以下同じ。）の実績があること。
- ③ 応募者（グループの場合は施工役割）は、電気工事業として建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「特定建設業」の許可を受けているとともに、電気工事に係る「主任技術者」が所属する者であること。
- ④ 施工や調査、保守に当たっては、下請業者又は協力事業者の選定について（グループの場合は施工役割及び調査役割を含む）、可能な限りLED照明更新工事の実績がある市内事業者を優先し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

(4) 応募者の制限

本募集要領公表の日から企画提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者又はグループの構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事項に該当する者として本市の入札参加制限を受けている者
- ③ 筑西市暴力団排除条例（平成24年市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 筑西市建設工事等指名停止等措置要綱（平成17年市告示第13号）の規定による指名停止の措置を受けている者

4 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。

(2) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させなければならない。

(3) 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし、本市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

(4) 費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(5) 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(6) 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市が認めた場合はこの限りではない。

(8) 責任分担

提案が達成できることによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更等、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。予想されるリスクと責任分担は、末尾記載の「リスク分担表」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定し、提案を行うものとする。なお、「リスク分担表」に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

5 全体スケジュール

募集から業務開始までのスケジュール、手続等は、下記のとおり予定している。

内 容	期 日
実施要領等の公表	令和8年1月13日（火）
質問書の受付	令和8年1月13日（火） ～1月23日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年1月28日（水）
参加表明書の提出	令和8年1月29日（木） ～2月10日（火）午後5時まで
参加資格確認	令和8年2月13日（金）
企画提案書の提出	令和8年2月16日（月） ～3月6日（金）午後5時まで
審査（プロセッソーション・ヒアリング）	令和8年3月中旬（予定）
審査結果通知・公表	令和8年3月中旬
詳細協議	令和8年3月中旬～3月下旬
契約締結	令和8年3月下旬
現地調査・LED照明設置施工	契約締結後
変更契約・リース開始	工区ごとに施工終了後

※受付等は、土曜日、日曜日及び祝日は行わない。

※スケジュールが変更となった場合は、本市のホームページ等によりお知らせする。

6 実施要領等の公表及び取得方法

- (1) 公表日 令和8年1月13日（火）
- (2) 公表場所 筑西市ホームページ (<https://www.city.chikusei.lg.jp/>)
- (3) 取得方法 筑西市ホームページからダウンロードすること。
※印刷物での配布は行わない。

7 質問書の受付及び質問に対する回答

質問の受付を次のとおり行う。なお、受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は受付しない。

- (1) 受付期間

令和8年1月13日（火）～1月23日（金）午後5時まで

- (2) 提出方法

【様式第1号】質問書を「14 事務局」へ電子メールにより送信すること。
(メール送信後、必ず電話により受信の確認をすること。)

- (3) 質問に対する回答

令和8年1月28日（水）までに本市のホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって、本実施要領及び仕様書に追加、補正したものとする。

8 参加表明書の提出

- (1) 受付期間

令和8年1月29日（木）～2月10日（火）まで

- (2) 提出方法

持参又は郵送により、「14 事務局」に提出すること。

- (3) 受付時間等

① 持参の場合 午前9時から午後5時まで

② 郵送の場合 令和8年2月10日（火）午後5時までに必着のこと。

- (4) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

- ① 【様式第2号】参加表明書

グループで参加の場合は、事業役割名で作成すること。

- ② 【様式第3号】グループ構成表

グループで参加の場合は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、単体での応募の場合は、提出は不要とする。

- ③ 【様式第4号】会社概要書

グループで参加の場合は、構成各社分提出することとし、所在地、直近3か年決算の状況、社員数等について記載すること。

（添付書類）

ア：案内パンフレット等があれば適宜添付のこと。

イ：建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を添付すること。（写し可）

④ 【様式第5号】類似事業実績一覧表

自治体等（国又は地方公共団体）におけるLED照明リース事業の実績について記載すること。

（添付書類）各契約を証明できる書類を添付すること。

⑤ 【様式第6号】資料提供申込書

(5) 参加資格の確認及び資料提供

参加資格を有することを確認した事業者には、令和8年2月13日（金）までに「参加資格確認通知書」を郵送するとともに、「別紙 既存照明設備等内訳表」の電子データを【様式第2号】参加表明書に記載されたメールアドレスあて送信する。

9 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和8年2月16日（月）～3月6日（金）まで

(2) 提出方法

「14 事務局」まで持参すること。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで（最終日の必着）

(4) 提出書類

企画提案書 原本：1部、副本：10部

それぞれの様式にインデックスを付け、A4ファイル（材質は問わない）に製本し、表紙に業務名、提案者名を記載し提出すること。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は次の作成要領のとおり作成すること。

提出書類の構成	作成要領
表紙（鑑）	①【様式第7号】企画提案書（表紙） <ul style="list-style-type: none">・代表者印を押印すること。（副本は写しで可）・グループで参加の場合は、事業役割名で作成すること。
企画提案書	【基本事項】 <ul style="list-style-type: none">・筑西市公共施設照明LED化事業に対する理解を持って提案すること。・業務目的、提案仕様書及び審査基準の内容を十分に理解し、可能な限り多数の具体的かつ現実的な提案を簡潔に記載すること。・用紙サイズはA4とする。・項目ごとにインデックスを付け、各ページにはページ番号を記入すること。 ② 【様式第3号】グループ構成表

	<p>③ 【様式第4号】会社概要</p> <p>④ 【様式第5号】類似事業実績一覧表</p> <p>※②～④については、「8 参加表明書の提出」において提出したものと同じものを使用し、添付資料は不要とする。</p> <p>⑤ 【様式第8号】事業実施方針（提案の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施方針、創意工夫する点等、提案全体の概要について記載すること。 <p>⑥ 【様式第9号】事業実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割ごとの連携体制、配置予定責任者、調査・施工体制等について、本事業を推進するに当たりどのように考えるか記載すること。 <p>⑦ 【様式第9号の2】各役割の配置予定責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定責任者の資格や業務実績について記載すること。 ・添付資料は原本にのみ添付し、副本には不要とする。 <p>⑧ 【様式第10号】市内事業者の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内電気事業者の活用について、内容（施工、廃棄物処理、維持管理等）及び見込み（事業者数、事業費負担割合等）について具体的に記載すること。 <p>⑨ 【様式第11号】業務フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数多くの施設を同時並行的に進めるためのポイントや工夫する点等について記載すること。 <p>⑩ 【様式第12号】業務スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体スケジュール、業務開始からリース開始までの詳細スケジュールについて記載すること。 ・事業を効率的に推進するための、工区分けについて提案すること。 <p>⑪ 【様式第13号】使用予定器具及び施工計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用予定器具の詳細及び納入実績について記載すること。 ・LEDランプ（管球）の交換に対する考え方・方針について記載すること。 ・施工手法や安全管理、廃棄計画等、施工に伴う提案や留意する事項について記載すること。 <p>⑫ 【様式第14号】維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の維持管理業務についての方針及び工夫することを記載すること。 <p>⑬ 【様式第15号】その他の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するに当たり創意工夫している点や独自の提案等を記載すること。
提案金額	⑭ 【様式第16号】提案金額

	<ul style="list-style-type: none"> ・提案金額は消費税及び地方消費税を含めた全体額を提示し、参考内訳として月額及び年額のリース料金とそれに関する消費税額を明記する。 ・本事業に係る提案限度額は、リース料金の総額金750,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。 ・提案限度額を超える提案を行った場合は失格とする。 ・提案時点で、対象施設内の対象照明を全てLED化することについて、提案限度額を越えない範囲で、かつ、提案者が実現可能と想定する額を提案金額として明示すること。 ・社会経済動向（労務単価の上昇等）の経費変動リスクについては、提案金額に加えないこと。 ・契約締結前の詳細協議にかかる費用は「12 詳細協議・契約」に示すとおりとする。 ・提案金額には、独自提案や新規サービスの実現にかかる経費も含むこと。 ・本事業のリース料金は、「2 業務概要 (7) 業務内容」に記載する全ての費用を含むものとして積算すること。 <p>⑯ 【様式第16号の2】提案金額施設内訳及び事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの提案金額の内訳及び事業効果を記載すること。 ・消費税及び地方消費税を含めた内容とすること。 ・施設ごとの提案リース料金は、リース料金総額に含まれる全ての費用を施設ごとに按分して算出すること。
--	---

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提出された企画提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。

① 実施日 令和8年3月中旬（予定）

※実施日時、場所は【様式第2号】参加表明書に記載されたメールアドレスに通知する。

② 参加人数 4名以内

※参加者は【様式第9号の2】各役割の配置予定責任者に記載された者とする。

③ 所要時間 50分以内（準備5分、説明20分以内、質疑応答20分以内、撤去5分）

④ 使用機器類 プロジェクター及びスクリーンは、本市が準備する。
その他、必要な機器は提案事業者が準備すること。

(2) 審査及び優先交渉権者の決定

審査は、「筑西市公共施設照明LED化事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」により、下記の審査基準に基づき、提案内容について総合的に審査し、優

先交渉権者及び次順位の事業者を選定する。なお、プレゼンテーションにおいて、企画提案書における提案内容と異なる事実が判明した場合は、減点又は失格とすることがある。

(3) 審査の実施

提案事業者が1者のみの場合であっても、審査を実施し、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(4) 審査項目及び審査基準

審査項目	対象書類	審査内容	配点
業務実施体制・方針・提案内容等に対する評価	組織基盤 【様式第3号】グループ構成表 【様式第4号】会社概要	・本事業の実施に十分な事業規模を有しているか。 ・本事業の実施に十分な組織体制を有しているか。	10点
	業務実績 【様式第5号】類似事業実績一覧表	・本事業の内容と同程度の業務実績を有しているか。	10点
	業務実施体制 【様式第8号】事業実施方針（提案の概要） 【様式第9号】事業実施体制 【様式第9号の2】各役割の配置予定責任者	・本事業の目的、内容を理解した実施方針を提案されているか。	10点
		・役割ごとの連携、各配置予定責任者の実績等、業務遂行に十分な体制か。 ・事業役割を担う総括責任者の、業務遂行力、マネジメント力は十分か。	10点
		・筑西市内事業者の活用	40点
	業務効率 【様式第11号】業務フロー 【様式第12号】業務スケジュール	・多岐に亘る連絡調整の考え方は適切か。 ・対象灯具や使用機器の承認等、事業内容決定のフローは適切か。	20点
		・事業規模、事業内容を理解したスケジュールとなっているか。 ・工区分けの提案は、区分けごとの数や対象施設等、適切なものか。	30点
	器具・施工 【様式第13号】使用予定器具及び施工計画 【様式第14号】維持管理	・使用予定器具は、品質や十分な供給体制を有しているか。 ・施工手法や安全管理、廃棄物処理等に対する考え方は適切か。	10点
		・維持管理体制は、適切な提案となっているか。	10点
	付加価値 【様式第15号】その他の提案	・その他有益な独自提案はあるか。	10点
価格評価	提案金額 【様式第16号】提案金額 【様式第16号の2】提案金額施設内訳及び事業効果	・提案限度額を上限として提案金額は適正か。 ・事業効果を適正に考察できているか。	40点
合 計			200点

(5) 結果の通知

審査結果については、各審査に参加した事業者に通知書の郵送並びに電子メールにて通知する。

審査結果の公表に当たっては、優先交渉権者決定後、本市のホームページにおいて審査項目ごとの評価点を一覧として公表する。なお、優先交渉権者以外の参加事業者名については匿名としたうえで公表する。

(6) その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受付しない。

11 情報公開

- (1) 提出された書類は、優先交渉権者を選定する目的以外には使用しない。
- (2) 提出された書類は、筑西市情報公開条例（平成17年筑西市条例第15号）に基づく開示請求の対象となるので、開示請求がなされた場合は、公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等、同条例に規定する不開示情報を除き、情報を開示する。なお、開示決定等に当たっては、あらかじめ応募者の意見を聴取して決定することとする。

12 詳細協議・契約

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、仕様書並びに企画提案書の内容等に基づき、本事業の詳細及び契約に向けた諸条件について本市と詳細協議する。諸条件が整い次第、優先交渉権者は改めて見積書（提案工区ごとに、照明器具の単価、取付費、撤去処分費、現地調査費、施工管理費、その他経費及び一般管理費等を積算し、リース料金の総額を算出したもので、照明の総数等に変更があった場合の変更契約に対応できる内容とする。）を本市に提出するものとする。なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

上記(1)の詳細協議により諸条件が整い、本市と優先交渉権者が合意した場合は、速やかに契約の手続を行うものとする。なお、協議が整わない場合にあっては、優先交渉権者は辞退届（任意様式）を提出すること。辞退届を受理した場合は、次順位の者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。また、契約締結までの間に優先交渉権者が本実施要領の参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

※契約保証金は不要とする。

※契約書については、「12 詳細協議・契約 (1) 契約締結前の詳細協議」に併せて作成する。

(3) 変更契約

契約締結後の現地調査、LED照明設置施工等において、照明等の総数及び内容に変更が生じる場合は、その内容についてあらかじめ本市と協議する。その内容について本市と優先交渉権者が合意した場合は、変更契約するものとする。なお、変更契約は、工区ごとにLED照明設置が終了し、リースを開始する前に行うものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）において口頭で追加提案した事項については、企画提案書に含むものとする。

- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ① 企画提案書及び必要書類の記載内容が本実施要領等に示された要件に適合しない。
 - ② 提案金額が提案限度額を超過している。
 - ③ 指定した審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に出席しない。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載がある。
- (5) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおける参加資格を満たしていないことが明らかになった場合又は企画提案書の内容が著しく実現性を欠くものであることが明らかになった場合は、契約を解除することができる。

14 事務局

筑西市 財務部 管財課 施設マネジメント係

担当：大山、日向野、鈴木、上野

住所：〒308-8616 筑西市丙360番地（市役所4階）

電話：0296-22-7677

E-mail：kanzai@city.chikusei.lg.jp

「リスク分担表」

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領記載事項の重大な誤り	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	第三者賠償	調査・施工による騒音・振動による場合	○	○
	安全性の確保	施工・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	施工・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	事業の中止・延期	本市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	
		施工に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
設計	設計変更	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
施工	第三者賠償	事業者の指示・判断によるもの		○
		施工に伴う第三者への損害賠償義務		○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
		本市の責による	○	
	施工遅延・未完工	事業者の責による		○
		本市の指示、承諾によるもの	○	
	設計変更	施工費増大		○
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
		引渡し前に施工目的物に関して生じた損害		○
支払	金利	引渡し前に施工に起因し設備に生じた損害		○
		市中金利の変更		○
維持管理	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	維持管理費	維持管理費用の変動		○
	設備の損傷	不可抗力以外の原因による設備の損傷	○	○
		本市の故意・過失に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
		本設備の不良		○
	光熱費	本設備が所定の性能を達成しない場合		○
		光熱費単価の変動	○	